

入札監理小委員会の審議結果報告

「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」、「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリアコンサルティング等業務

厚生労働省の「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」、「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリアコンサルティング等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要及び目的

本事業は、東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局における新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク及びマザーズハローワーク（以下「3施設」という。）を利用する求職者であって、職業意識が不明確で自主的な選択ができない者、就職活動が続ける中で自信を失ってきている者等に対して、キャリアコンサルティング等や講義・実習を通じた就職活動に必要な知識の付与・意識啓発を行うことにより、その者の就業機会の増加を図ることを目的としている。

○実施期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、市場化テスト 2 期目である。

(2) 選定の経緯

平成 26 年度の公共サービス改革法第 7 条に基づく民間事業者への意見募集の際に提案があり、事業主体である厚生労働省へのヒアリング（公物管理等分科会）を経て、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）別表にて、一部業務を新規選定。

2. 事業の評価等を踏まえた対応について

本事業では、下記のそれぞれについて目標数（利用者数、実施回数）を設定している。（実施要項案 31～36 頁）

- ①オリエンテーション（初回相談）
- ②新ジョブ・カードの作成支援及びキャリアコンサルティング
- ③求職セミナーによる集団指導
- ④託児サービスの実施

【論点 1】

①②の 1 期目の目標達成率については、3 施設とも自ら個別担当制による支援を実施しており、求職者もその施設内における一貫した支援を希望することなどを背景に、達成率の低い項目が多数あった。利用者のニーズや

対象者数の把握等、事業の見直しが必要ではないか。

【対応 1】

新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークにおける利用実績は低調であり、利用者からのニーズを踏まえた結果、2期目はわかものハローワークのみ実施することとした（実施要項案 18頁、72頁）

		①オリエンテーション(初回相談) ②新ジョブ・カードの作成支援及びキャリアコンサルティング	③求職セミナーによる集団指導	④託児サービスの実施
東京 労働局	新卒	×	○	
	わかもの	○	○	
	マザーズ	×	○	
愛知 労働局	新卒	×	○	
	わかもの	○	○	
	マザーズ	×	○	
大阪 労働局	新卒	×	○	
	わかもの	○	○	
	マザーズ	×	○	

○:引き続き実施 ×:2期目より取り止め

【論点 2】

論点 1 と同様の理由により、①②の目標数を適切に設定し直す必要があるのではないかと。

【対応 2】

わかものハローワークの目標数について、3か年度実施の2年目にあたる平成 32 年度新規求職見込者数に、一定の利用率をかけることで目標数を設定した。

※利用率＝利用者÷新規求職者(わかものハローワークの平成 29 年度実績)

【論点 3】

③の1期目の目標達成率について、セミナー実施回数については概ね達成されているが、セミナー利用者数については低い達成率となっている。それぞれについても適切な目標数となるよう見直しが必要があるのではないかと。

【対応 3】

セミナー利用者数については、平成 28・29 年度の実績平均に、各施設の新規求職者の今後の増減見込みを加味して目標数を設定した。

セミナー実施回数については、平成 28・29 年度の1回あたりの利用者数を基に、利用者数の目標を達成できる回数を設定した。また④託児サービスの実施の目標数については、セミナー実施回数と同数として設定した。

3. その他の修正変更について

評価基準に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を追加した。
(実施要項案 69頁)

4. 実施要項(案)の審議結果について

【論点 1】

評価を受けて、目標数の見直しがなされたところであるが、利用者数等実績値を向上させる取り組みについても、引き続き実施すべきではないかと。

【対応 1】

実績値を向上させるように1期目でも周知活動を行ってきたところであ

り、引き続き2期目に関しても、事業期間中にアンケート結果等ニーズを把握することに努め、周知活動を行い、利用者の増加を図っていく。

【論点2】

入札不参加者へ実施したヒアリングで、委託事業の遂行に必要と認められる経費に一般管理費が含まれておらず、本社での事業運営コストを請求できないことを懸念したとの回答があった。一般管理費の請求の可能性について、検討すべきではないか。

【対応2】

委託費の内容に一般管理費を追加し、事業を行うために必要な経費である場合には請求することを可能とした。また入札説明会等において、周知を行うこととする。(実施要項案 27頁)

5. パブリック・コメントの対応について

平成30年9月28日から10月11日まで実施されたパブリック・コメントについて、意見は寄せられなかった。

以上